既存建築物の現況調査ガイドライン (第3版)

令和7年11月 国土交通省

目次

1. はじめに	1
(1)ガイドライン策定の目的	1
(2)ガイドラインの対象	1
(3)現況調査の実施者	2
(4)現況調査を踏まえた増築等又は用途変更の考え方	2
2. 現況調査の方法	3
(1)現況調査の流れ	3
(2)検査済証の交付状況等の調査 【調査1】	4
(3)現地調査【調査2】	5
(4)現況調査報告書の作成	13
3. 増築等又は用途変更の計画及び確認申請書の作成	14
(1)増築等又は用途変更の計画	14
(2)確認申請書の作成	15
(3)図書の保存	17
既存不適格早見表	18
現況調査報告書 記入例	25

・本ガイドラインでは法令名を以下のように略記します。

 <正式名称>
 <略記>

 ·建築基準法
 :法

 ·建築基準法施行令
 :令

•建築基準法施行規則 :規則

- ・法令等は以下のように略記します。
 - ·法第2条第1項第3号 →法2①三
 - ·平成12年建設省告示第1347号 →H12建告1347

1. はじめに

(1)ガイドライン策定の目的

既存建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(以下「増築等」という。)又は用途変更を行おうとする場合には、当該建築物について増築等又は用途変更を行う部分のみならず、増築等又は用途変更を行わない既存部分も併せて建築基準法令の規定に適合している必要があります。

また、建築基準法令の改正、都市計画の変更等により、建築基準法令の規定に適合しなくなるために当該規定が適用されていない(以下、このような状態を「既存不適格」という。)建築物の増築等を行う際には、当該規定を適用して現行の規定への適合を求めることとしています。用途変更(類似の用途への変更を除く。)を行う際にも、一部の規定については現行の規定を適用することとしています。

ただし、既存不適格である規定を現行の規定に適合させようとすると建築主の負担が過大になる場合があることから、一定の範囲内の増築等又は用途変更を行う場合には、適用していなかった規定を引き続き適用しない(既存不適格を継続する)こととする緩和措置(以下「既存建築物の緩和」という。)を講じています。

本ガイドラインは、既存建築ストックの有効活用の円滑化を図ることを目的に、増築等又は用途変更を行おうとする既存建築物(以下「計画建築物」という。)及びその敷地について、建築確認・検査で適合性を確認する建築基準関係規定のうち、建築基準法令の規定への適合状況を調査(以下「現況調査」という。)するための手順、方法、既存建築物の緩和が適用されることの確認方法並びに確認申請における活用を想定した現況調査報告書の作成方法を示すものです。

建築基準関係規定

建築基準法令の規定

- ・建築基準法
- · 建築基準法施行令
- · 建築基準法施行規則
- ・建築基準法に基づく条例

→本ガイドラインにおける現況調査の対象

その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令の規定(令第9条ほか)

- ・消防法
- ・都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法
- ・水道法、下水道法、浄化槽法
- ・ガス事業法
- ・建築物省エネ法等

(2)ガイドラインの対象

本ガイドラインは、既存建築物(旧第38条(特殊の材料又は構法)に基づく認定を受けたものを除く。)を対象とします。

(3)現況調査の実施者

現況調査は、既存建築物の増築等又は用途変更を行おうとする建築主の依頼に応じて、一級建築 士、二級建築士又は木造建築士がそれぞれの設計又は工事監理が可能な建築物について実施します。 また、指定確認検査機関が現況調査を行うことも可能です。

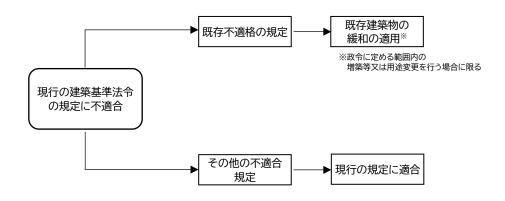
(4)現況調査を踏まえた増築等又は用途変更の考え方

現況調査の結果、現行の建築基準法令の規定に適合しない規定について、次に掲げるいずれかの 場合には既存不適格であることが確認できるため、増築等又は用途変更の際に政令で定める範囲内 において、既存建築物の緩和が適用されます。

- ・直近の建築(新築、増築、改築又は移転をいう。)、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「建築等」という。)の工事について検査済証の交付を受けた後に、建築基準法令の規定に適合しなくなる改変(居室の窓がふさがれているなど建築等に該当しない行為)がされていない場合
- ・直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けていないが、現況調査の結果、建築等の工事 の着手時の建築基準法令の規定に適合していることが確認できた場合

なお、直近の建築等の工事の着手時の建築基準法令の規定への適合状況が確認できない部分は、 現行の建築基準法令の規定に適合させることが必要になります。また、直近の建築等の工事の着手 時を特定できない場合は、計画建築物全体を現行の建築基準法令の規定に適合させることとします。

■現行の建築基準法令の規定に適合しない場合の対応



2. 現況調査の方法

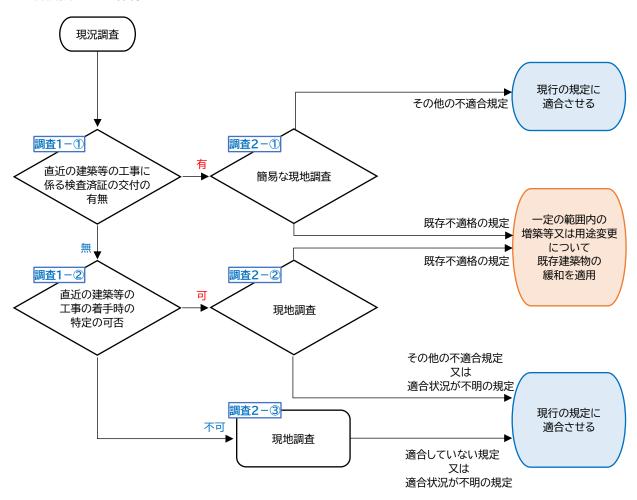
(1)現況調査の流れ

現況調査では、次の2つの調査を行います。

調査1 検査済証の交付状況等の調査

調查2 現地調査

■現況調査の全体像



ここで「規定」とは、建築基準法令の規定をいう

(2)検査済証の交付状況等の調査 【調査1】

はじめに、計画建築物に関する直近の建築等の工事に係る検査済証の交付状況又は当該工事の 着手時について調査します。

【調査1-①】直近の建築等の工事に係る検査済証の交付状況の調査

計画建築物の所有者等が保有している直近の建築等の工事に係る検査済証を確認します。

所有者等が検査済証を紛失している場合や、保有している検査済証が直近の建築等の工事に係る ものかどうか分からない場合であっても、特定行政庁に対して「処分等概要書」の閲覧を請求するこ とや「台帳記載事項証明書」の発行を受けることにより、直近の建築等の工事に係る検査済証の交付 状況の調査が可能です。

【調査1-2】直近の建築等の工事の着手時の調査

調査1-①により直近の建築等の工事に係る検査済証の交付が確認できない場合は、当該工事の 着手時を調査します。

直近の建築等の工事に係る確認済証に添付される確認申請書の副本があれば、第三面に記載されている工事着手予定年月日を確認します。

確認申請書の副本がない場合は、それと同等の図書^{※1}に記載された工事着手予定年月日から直 近の建築等の工事の着手時を明らかにします。

- ※1 確認申請書の副本と同等の図書として、次に掲げる図書も活用ができます
 - ・ 設計住宅性能評価申請書の副本
 - ・ 建設住宅性能評価申請書の副本
 - ・長期優良住宅建築等計画の認定申請書の副本
 - ・ 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)融資の申請書の副本

これらの図書がない場合は、工事請負契約書、登記事項証明書、固定資産税課税台帳登録事項証明書、固定資産税の課税明細書などの書類から直近の建築等の工事の着手時を明らかにします。

(3)現地調査【調査2】

現地調査を行うに当たっては、直近の建築等の工事における計画建築物の図面や、計画建築物に使用されている建築材料や建築設備の仕様、性能が記載された書類、特定行政庁による許可・認定通知書その他の図書を可能な限り用意します。

現地調査では、現行の建築基準法令の規定への適合状況を確認することを基本とします。調査項目は、p.10~12 のチェックリストに例示しています。調査結果は別添2の「現況調査報告書 記入例」に示す現況調査結果表にまとめ、現地の状況を写真等により記録します。調査結果に基づき壁量計算等を行った場合は、当該計算書等を添付します。

現地調査の際は、新築時と異なり、既に使用されている状況であることを踏まえて、調査者が立入り可能な場所において、歩行等通常の手段により移動できる範囲で行います。

基礎や躯体により隠蔽された部分の仕様等は、天井・床下点検口や非居室など居住に支障のない室等において、原状復旧可能な範囲で部分的に切り欠いたり、ファイバースコープ等の器具や計測機器等を用いたりして、可能な限り当該部分の状況を確認します。基礎の配筋寸法や間隔については、非破壊検査等を専門に行っている調査会社に技術協力を得て調査することも考えられます。

やむを得ず調査が不可能な箇所が生じた場合は、当該箇所とその理由を報告書に明記します。ただし、適合状況が「不明」となる規定については既存建築物の緩和を適用することができなくなるため、緩和を適用してなるべく経済的に増築等又は用途変更を行うためには、建築物の所有者等にこの旨を説明し、現地調査に可能な限りの協力を得る必要があります。

以下、調査1の結果に応じて現地調査(調査2)の方法が3通りに分かれます。概略は下表のとおりです。

調査事項	調査2-①	調査2-②	調査2-③
現行の規定への適合状況	既存不適格である可能性のある規定についてのみ現地調査 + 規定に適合しない改変の有無の確認	すべての規定につい て現地調査	すべての規定につい て現地調査
直近の建築等の工事 着手時の規定への適 合状況	検査済証の交付の事 実をもって確認	現行の規定に不適合 であった規定のうち、 既存不適格である可 能性のある規定につ いてのみ現地調査	_

【調査2-①】 直近の建築等の工事に係る検査済証の交付が確認できた場合

直近の建築等の工事に係る検査済証の交付が確認できた場合は、計画建築物は当該工事の着手時の規定に適合していると判断できます。また、法第6条の4及び法第7条の5の規定による確認・検査の特例(いわゆる4号特例)により、確認・検査が省略された規定(以下「審査省略規定」という。)についても、建築士により設計され、適切な工事監理がされていることが建築確認・検査において確認されているため、直近の建築等の工事の着手時の規定に適合しているとみなすことができます。

その上で、直近の建築等の工事の着手時以降に改正された規定又は関係する都市計画、区域、数値等が決定若しくは変更された規定(以下「既存不適格である可能性のある規定」という。)以外の規定については、現行の建築基準法令の規定にも適合していると判断できます。どの規定が既存不適格である可能性のある規定に該当するのかについては、別添1の「既存不適格早見表」を参考に確認してください。

そこで、調査 2-①の現地調査では、既存不適格である可能性のある規定を対象に、現行の建築 基準法令の規定への適合状況を調査します。

また、直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けた後に、建築基準法令の規定に適合しない改変がされていないかどうかを、現地の状況の目視や所有者等へのヒアリングを通じて確認します(改変とは、建築等に該当しない行為を指し、例えば、居室の採光上有効な窓をふさぐなどの行為が該当します。)。

現地調査の結果、直近の建築等の工事の着手時以降に改正された現行の建築基準法令の規定に 不適合となった規定は「不適合(既存不適格)」、改変により建築基準法令の規定に適合しない規定は 「不適合(その他)」、調査ができなかった規定は「不明」、それ以外の規定は「適合」となります。「不明」 となった規定については、「適合」又は「不適合(既存不適格)」であることから、「不適合(既存不適格)」 とみなして既存建築物の緩和を適用することが考えられます。

また、直近の建築等の工事において既存建築物の緩和を適用した規定は「不適合(既存不適格)」となります。この規定は、当該工事に係る検査済証の記6.の記載から確認することができます。

【調査2-②】 直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けていないが、当該工事の着手時を 特定できる場合

調査 2-②の現地調査では、検査済証の交付が確認できないことから審査省略規定を含むすべての現行の建築基準法令の規定への適合状況を調査します。次に、不適合となった規定のうち、既存不適格である可能性のある規定を対象に直近の建築等の工事着手時の規定への適合状況を調査し、既存不適格であるか否かを確認します。

調査の結果、現行の規定に適合している規定は「適合」、それ以外で直近の建築等の工事の着手時の建築基準法令の規定に適合している規定は「不適合(既存不適格)」、適合していない規定は「不適合(その他)」、調査ができなかった規定は「不明」とします。

なお、建築基準法の施行された昭和25年11月23日より前に建築され、その後増築等又は用途変更が行われていない建築物については、現行の建築基準法令の規定に適合しない規定は「不適合 (既存不適格)」と判断することができます。

ア) 直近の建築等の工事に係る確認申請書の副本の添付図面※1がある場合

当該図面は建築基準関係規定に適合していることについて確認済証の交付を受けた建築計画の図面であるため、直近の建築等の工事の着手時の規定への適合状況の調査に活用することができます。さらに、既存不適格である可能性のある規定以外の規定については、現行の規定への適合状況の調査にも活用することができます。

当該図面と現地の計画建築物を照合することにより、計画建築物の建築基準法令の規定への適合状況を調査します。

- ※1 確認申請書の副本に添付された図面と同等の図面として、次に掲げる図面も活用ができます
 - ・ 設計住宅性能評価申請書の副本の添付図面
 - ・ 建設住宅性能評価申請書の副本の添付図面
 - ・ 長期優良住宅計画等認定申請書の副本の添付図面
 - ・ 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)融資の申請書の添付図面

イ)ア)以外の図面がある場合

竣工図面などア)以外の図面について、図面上で建築基準法令の規定への適合性を調査し、適合性が確認できた部分について現地の計画建築物と照合することにより調査します。

図面に記載がされていない建築材料や建築設備の仕様、性能については、それらに関する図書と現地を可能な限り確認します。

ウ) 図面がない場合

現地の計画建築物を実測・調査して現況の図面を作成し、当該図面上で建築基準法令の規定への適合性を調査することにより行います。現地で確認ができない建築材料や建築設備の仕様、性能については、それらに関する図書を可能な限り確認します。

【調査2-③】 直近の建築等の工事の着手時を特定できない場合

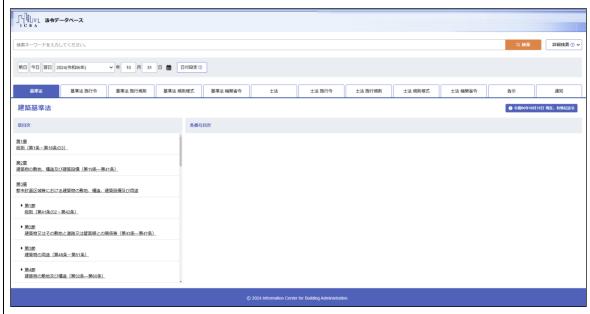
計画建築物の現行の建築基準法令の規定への適合状況を調査します。

図面がある場合は調査2-②のイ)に記載の方法、図面がない場合はウ)に記載の方法と同様です。 調査の結果、適合している規定は「適合」、適合していない規定は「不適合(その他)」、調査ができなかった規定は「不明」とします。

(参考)過去の建築基準法令の規定の確認方法

(一財)建築行政情報センターが提供する「法令データベース」では、建築基準法令・建築士法令及び それらの関係告示・通知の内容を過去に遡って検索することができます。

https://www.icba.or.jp/horeidb/



※本データベースを利用するには、(一財)建築行政情報センターの会員になることが必要です。

(参考)直近の建築等より後に用途変更がされている場合の取扱い

直近の建築等より後に用途変更(増築等を伴わないものに限る。)がされている場合には、調査2の 方法は次のとおりとします。

【調査2-①】

用途変更の際の建築基準法の手続には完了検査がなく、検査済証が交付されないため、調査2-①においては直近の建築等の工事に係る検査済証の交付の事実をもって、その後の用途変更時に新たに適用されることとなる規定への適合性を確認することはできません。

そのため、当該規定については、現行の規定への適合状況を調査します。適合していない場合には、用途変更時の規定への適合状況を調査し、既存不適格であるか否かを確認します。

調査の結果、これらの規定について、現行の規定に適合している場合は「適合」、それ以外で用途変更時の規定に適合している場合は「不適合(既存不適格)」、適合していない場合は「不適合(その他)」、調査ができなかった場合は「不明」とします。

【調査2-②】

用途変更の際には、既存不適格である規定のうち「用途に応じて適用される規定」が適用され、現行の規定への適合が求められることになります。

そのため、調査2-②において現行の規定に不適合となった規定のうち用途に応じて適用される規定については、既存不適格である可能性のある規定への適合状況調査において、「直近の建築等の工事着手時」を「用途変更時」と読み替えて、既存不適格であるか否かを確認します。

※「用途に応じて適用される規定」とは、次に掲げる規定をいいます。

- ・第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)
- ・第28条第1項(居室の採光)・第3項(特殊建築物の居室等の換気)
- ・第29条(地階の居室)
- ・第30条(長屋又は共同住宅の界壁)
- ・第35条(特殊建築物等の避難及び消火)
- ・第35条の2(特殊建築物等の内装)
- ・第35条の3(無窓の居室等の主要構造部)
- ・第48条第1項から第14項まで(用途制限)
- ・第51条(卸売市場等の位置)

■調査項目チェックリスト

本チェックリストは、計画建築物が2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)である場合を想定して、適用される規定ごとに調査項目及び調査方法を示したものです。一般的に、2階建ての木造一戸建ての住宅の規模の建築物であれば、部位により部材や施工方法を大きく変えることはないと考えられることから、現地で適切に適合状況を調査できる箇所を選定して、隠蔽部については規定ごとに少なくとも1箇所以上(構造関係にあっては、各階1箇所以上)を調査します。また、施工状況が分かる図書等があり、使用されている材料の種類や寸法等が確認できる場合は、調査の一部を省略することができます。

それ以外の建築物である場合には、計画建築物の構造種別や用途に応じて必要な規定を適宜追加するなどしてください。なお、構造関係規定については、仕様規定によらずに構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめることができる場合には、「適合」とすることができます。

適用	規定の内容		調査項目	調査方法	
敷地	関係(法第4	- 13条及び第44条に	: は都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用)		
	法19①	敷地の高さ	・道路との高低差	目視又は計測	
	法19②	湿潤な土地等の 衛生·安全対策	・敷地の湿潤状況、出水履歴、土地条件等・・盛土、地盤改良等の有無	目視等及び土地条件図、治水地形分類図等を確認	
	法19③	敷地の排水	・敷地内の排水状況	目視等	
	法19④	がけ崩れ対策	・がけの有無・擁壁の設置状況	目視等	
			・都市計画区域・準都市計画区域の指定状況・特定行政庁による道路の指定状況	市区町村の都市計画情報を確認 特定行政庁の指定道路図を確認	
	法43①	接道	・特定行政庁による許可・認定の有無と適合状況・道路との接道長さ・前面道路の幅員	図書及び目視等 計測	
	法44①	道路内建築	・都市計画区域・準都市計画区域の指定状況・特定行政庁による道路の指定状況・道路、建築物、擁壁等の位置	市区町村の都市計画情報を確認 特定行政庁の指定道路図を確認 目視等	
構造	関係				
			・立ち上がり部分の構造、材料及び寸法	目視等及び計測 ・電磁誘導法 又は	
		基礎	・配筋の状況	・電磁波レーダー法による鉄筋探査及び はつり出し	
			・(令第38条第4項の構造計算による場合)コンクリートの強度	・コンクリート圧縮試験 又は ・シュミットハンマー試験	
		屋根ふき材 外装材等	・緊結等の状況	目視等	
		木材	・構造耐力上主要な部分に使用されている木材の状況	目視等	
		土台及び基礎	・土台の緊結等の状況	目視等	
		柱の小径	・欠込み等の有無	目視等	
	法20①		・部材寸法(柱の小径)	計測	
		はり等の横架材	・欠込み等の有無	目視等	
		筋かい	・柱梁接合部及び筋かいの金物の有無及び金物種類、 緊結の状況 ・欠込み等の有無	目視等	
			・筋かいの部材寸法	計測	
			・筋かい、耐力壁の位置 ・金物種類	目視等	
		軸組等	・筋かい、耐力壁の部材寸法等の状況	目視等及び計測	
			・壁量計算による必要壁量及び存在壁量、配置の確認 ・壁配置のバランス	壁量計算	
		継手又は仕口	・柱梁接合部の金物の有無及び金物種類、緊結の状況	目視等	

適用	規定	規定の内容	調査項目	調査方法
			・筋かいの部材寸法	計測
		防腐措置	・腐りやすい構造である部分の下地材 ・柱、筋かい、土台の防腐・防蟻処理の状況	目視等
			・高さ、厚さ ・控え壁、基礎の有無	目視等及び計測
		塀	・配筋の状況	・電磁誘導法 又は・電磁波レーダー法による鉄筋探査及びはつり出し
		建築設備の構造 強度	・給湯設備の満水時の質量・給湯設備の形状・給湯設備の緊結状況	・目視等 及び・設備の型番から仕様を確認
	法20②	基準の適用上別 の建築物みなす	・相互に応力を伝えない構造方法のみで接する建築物の部分の有無	目視等
		部分	・上記建築物の部分ごとに法20①の調査項目	法20①の調査方法
防火	関係			
		防火地域·準防火	・防火地域、準防火地域の指定状況	市区町村の都市計画情報を確認
	法61①	地域内の建築物	・建築物の規模に応じた耐火建築物、準耐火建築物等 の種別及び構造材の状況 ・延焼のおそれのある部分の防火設備の位置、形状等	・目視等 又は・設備の認定シール等を確認
	法62	屋根	・防火地域、準防火地域の指定状況・屋根材の状況	市区町村の都市計画情報を確認 目視等
)±22€	P40	・法第22条区域の指定状況	特定行政庁による指定状況を確認
	法22①	屋根	・屋根ふき材の状況	目視等
	法23	外壁	・法第22条区域の指定状況	特定行政庁による指定状況を確認
			・外壁材の状況・火気使用室の有無	目視等 ・目視等 又は
	法35の2	内装	・内装材	られず 入る ·材料の認定シール等を確認
設備				
	法28② 法36 給水、排水その他の	換気設備 (調理室等を除	・開口部の面積、位置 ・給気口、排気口の位置 ・機械換気設備の性能等	目視等及び計測 ・風量測定 又は
	配管設備の設置及び 構造に係る部分)	<)	・換気設備の有効換気量・居室の床面積	・設備の型番から性能等を確認 計測
	`±20®		・ガス設備等の有無	
_	法28③ 法36	換気設備	・給気口、排気口の位置	目視等
	(給水、排水その他の 配管設備の設置及び 構造に係る部分)	(調理室等)	・火気設備の出力等・機械換気設備の性能等・換気設備の有効換気量	・風量測定 又は ・設備の型番から性能等を確認
	法31①	/mac	・公共下水道の処理区域	処理区域の公示を確認
	法36 (便所の設置及び構 造に係る部分)	便所 (処理区域内)	・採光及び換気のための窓又はそれに代わる照明、換 気設備の有無	目視等
)+01®		・公共下水道の処理区域	処理区域の公示を確認
	法31② 法36	便所	・浄化槽の処理性能 又は・くみ取便所の構造	浄化槽の保守点検結果及び設備の型 番から性能等を確認
	(便所の設置及び構 造並びに浄化槽の 構造に係る部分)		・採光及び換気のための窓又はそれに代わる照明、換 気設備の有無 ・漏水の有無	目視等
	法32	電気設備	・不具合の有無	目視等
	法36 (給水、排水その他の配管設備の設置及び	給排水設備	・配管設備の設置状況 ・漏水等不具合の有無	目視等
材料	構造に係る部分) 関係			
	法37	建築材料	・基礎のコンクリート、鉄筋のJISへの適合状況	図書等により使用材料の仕様を確認
	法28の2 -	石綿	・石綿の吹付けの有無	目視等
		クロルピリホス	・添加の有無(添加されている場合は、5年以上が経過 していること)	・図書等により仕様を確認 又は ・目視等
	法28の2 三	ホルムアルデヒド	・使用の有無(使用されている場合は、5年以上が経過していること) ・換気経路(建具のアンダーカット、ガラリ等の有無)	・図書等による仕様を確認 又は ・目視等

適用	規定	規定の内容	調査項目	調査方法
			・給気口、排気口の位置 	
			・換気設備の有効換気量	・風量測定 又は・設備の型番から性能等を確認
			・居室の面積、天井高さ	計測
一般	構造関係			
	法28① 法36	採光	・居室の面積 ・開口部の寸法、開口中心からの垂直距離 ・外壁と隣地境界線等との距離	計測
	(居室の採光面積に 係る部分)		・照明設備の性能等	・床面における照度測定 又は ・設備の型番から各種性能を確認
	法29	地階における居 室	・居室の面積・からぼり等の有無	計測目視等
)±27		・地面に接する外壁等の構造	11764
	法36 (天井及び床の高さ に係る部分)	居室の天井及び 床の高さ	・居室の天井高さ・最下階の居室の床の高さ	計測
	法36 (床の防湿方法に係 る部分)	居室の床の防湿 方法	・最下階の床の材料・床下の防湿措置の状況・外壁の床下換気孔の状況	目視等
	法36 (階段の構造に係る 部分)	階段	・階段及び踊場の幅員 ・階段の蹴上げ、踏面の寸法 ・手すりの設置状況、出幅の寸法 ・踊場の設置状況 ・階段に代わる傾斜路の設置状況	目視等及び計測
用途	関係 (都市計	画区域及び準都す	s計画区域内に限り適用)	
	法48①~⑭	用途	・用途地域の指定状況 ・兼用用途の有無及び当該用途に供する床面積	市区町村の都市計画情報を確認 目視等及び計測
形態	関係 (都市計	十画区域及び準都市	- 5計画区域内に限り適用)	
	法47	壁面線	・壁面線の指定状況	特定行政庁による指定状況を確認
			・壁面線と外壁との距離	計測
	法52①,⑦	用途地域等に基 づく容積率	・	市区町村の都市計画情報を確認 計測
	法52②,⑦	前面道路の幅員 に基づく容積率	・用途地域等の指定状況・前面道路の幅員	市区町村の都市計画情報を確認 計測
	法53①,②	建蔽率	・指定建蔽率・防火地域、準防火地域の指定状況・建築物の建築面積及び敷地面積	市区町村の都市計画情報を確認計測
	法53の2①	最低敷地面積	・敷地面積の最低限度の指定状況・敷地面積	市区町村の都市計画情報を確認計測
	法54①	外壁後退距離	・外壁の後退距離の限度の指定状況 ・外壁から敷地境界線までの距離	市区町村の都市計画情報を確認 計測
	法55①	絶対高さ制限	・高さの限度の指定状況・建築物の高さ	市区町村の都市計画情報を確認 計測
		道路高さ制限	・用途地域の指定状況・前面道路の幅員・前面道路との高低差・建築物の高さ・道路境界線との距離	市区町村の都市計画情報を確認計測
	法56①	北側高さ制限	・用途地域の指定状況 ・日影による高さ制限の対象区域の指定状況 ・真北の方角 ・真北方向の境界線との距離 ・北側隣地との高低差 ・建築物の高さ	市区町村の都市計画情報及び条例の 制定状況を確認 計測
	法58①		・高度地区の指定状況	市区町村の都市計画情報を確認
		築物したおも制限し	・建築物の高さ	計測
その	也(条例により	リ付加された制限) 地方公共団体の		・条例の制定状況を確認

(参考)法第36条について

法第36条は、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する規定の技術的基準を補足し、建築基準法施行令に委任する規定です。上記チェックリスト中、第36条に係る事項が建築基準法施行令のどの規定に委任されているかについては、次のとおりです。

- ・ 居室の採光面積: 令第20条
- ・ 天井及び床の高さ: 令第21条、第22条第1号
- ・ 床の防湿措置: 令第22条第2号
- ・ 階段の構造: 令第23条~第27条
- ・ 便所の設置及び構造: 令第28条~第31条、第33条(改良便槽)、第34条
- ・ 浄化槽の構造: 令第32条(合併処理浄化槽)、第33条(屎尿浄化槽・合併処理浄化槽)、第35条
- ・ 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造: 令第129条の4(配管設備)、令第129条の5(換気設備)

(4)現況調査報告書の作成

調査者は、現況調査の結果について、次に掲げる図書で構成される現況調査報告書を作成します。

- ① 現況調査報告書(かがみ)
- ② 調査項目チェックリスト(調査対象の建築物に適用される規定と調査項目・調査方法)
- ③ 現況調査結果表
- ④ 調査箇所を示した図面(増築等又は用途変更の履歴がある場合は、当該部分を示すもの)
- ⑤ 直近の建築等の工事の検査済証の交付の事実又は工事の着手時がわかる書類

現況調査報告書の作成にあたっては、別添2の「現況調査報告書 記入例」を参照してください。

3. 増築等又は用途変更の計画及び確認申請書の作成

(1) 増築等又は用途変更の計画

現況調査の結果を踏まえて、次に示す方針により増築等又は用途変更を計画します。

① 現行の建築基準法令の規定に適合させる部分

現況調査の結果が「不適合(その他)」となった規定については現行の建築基準法令の規定に適合させます。また、「不明」となった箇所についても適合していないものとみなし、現行の建築基準法令の規定に適合させます。ただし、設計図書が残っておらず、現況調査により適合状況を確かめることが困難な規定として次に掲げるものについては、調査結果が「不明」となった箇所があっても、その部分に構造安全性を損なうような著しい劣化が確認されなければ、当該規定を既存不適格とみなして計画をすることができます。(参考:「既存建築物の増築等に係る建築基準法上の取扱いについて」(技術的助言)(令和7年3月26日付国住指第517号))

- ・ 法第 20 条(小規模建築物*の基礎の構造方法に係る部分に限る。)
- ・ 法第 37 条

※脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律 第69号)による改正前の建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物以外の建築物(いわゆる「旧4号建築 物」及び建築確認対象外建築物)を指します。

なお、現況調査の結果が「不明」だった規定について、現行の建築基準法令の規定に適合させる 改修を計画した場合であっても、工事施工中に当該箇所を確認し、現行の建築基準法令の規定に 適合していることが確認できれば、当該箇所については改修を行わないこととすることができま す。

また、用途変更を行う場合、変更後の用途の建築物に新たに適用される建築基準法令の規定については、現行の規定に適合させる必要があります。

② 既存建築物の緩和が適用される部分

増築等を行う場合、現況調査の結果が「不適合(既存不適格)」となった規定については、法第8 6条の7の規定に基づき、政令に定める範囲内の増築等であれば、既存建築物の緩和が適用され ます。

用途変更を行う場合、現況調査の結果が「不適合(既存不適格)」となった規定のうち用途に応じて適用される規定(p.9を参照)については、法第87条第4項で準用する第86条の7の規定に基づき、政令に定める範囲内の用途変更であれば、既存建築物の緩和が適用されます。

2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)において緩和が適用される規定について、工事種別に応じて次ページの表で整理しているので参考にしてください。政令に定める増築等及び用途変更の範囲の具体的な内容については、別冊の「既存建築物の緩和措置に関する解説集」を参照してください。

■増築等又は用途変更の際に既存建築物の緩和が適用される規定

(2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)の場合)

●:既存建築物の緩和が措置されている規定 ×:既存建築物の緩和が措置されていない規定 一:遡及適用されない規定

規定の内容		法令	増築·改築	大規模の修繕 大規模の模様替	用途変更
構造	構造耐力	法20	•	•	_
防火	防火・準防火地域内の建築物	法61	•	•	_
	防火・準防火地域内の屋根	法62	•	•	_
	法第22条区域内の屋根	法22①	•	•	_
	法第22条区域内の外壁	法23	•	•	_
	内装	法35の2	•	•	•
設備	換気	法28②、法36	•	•	_
	火気使用室等の換気	法28③、法36	•	•	•
	便所	法31、法36	•	•	_
	電気設備	法32	•	•	_
	T765=0 /#	法36			
	配管設備	(令129の2の4~ 令129の2の5)	•	•	_
材料	 建築材料の品質	カ12902005) 法37			
例科				•	<u>_</u>
	石綿 ホルムアルデヒド	法28の2二		•	<u>_</u>
一般構造	ボルムアルテヒト 採光	法28の2三		•	
一放伸垣		法28①、法36			
	地階の防湿措置	法29		•	
	居室の天井の高さ、床の高さ 及び防湿方法	法36		•	_
	及び防湿方法	(令21,22) 法36			
	階段	太36 (令23~26)	•	•	_
敷地	接道	法43①	×	•	
	道路内建築制限	法44①	×	•	_
用途	用途地域	法48①~⑭	•	•	×
形態	壁面後退	法47	×	•	_
	容積率	法52①,②,⑦	•	•	_
	建蔽率	法53①,②	×	•	_
	外壁後退距離	法54①	×	•	_
	高さ(絶対高さ)	法55①	×	•	_
	高さ(斜線制限)	法56①	×	•	_
	高度地区	法58①	×	•	_

(2)確認申請書の作成

増築等又は用途変更の工事に着手するにあたり、当該工事の計画に係る建築確認を受け、確認済証の交付を受ける必要があります**。建築確認では、計画建築物の増築等又は用途変更を行わない既存部分も併せて建築基準法令の規定に適合することについて審査がされるので、現況調査報告書を確認申請図書として活用します。

※用途変更にあっては、用途を変更して法第6条第1項第1号の特殊建築物とする場合のみ建築確認が必要となります。また、増築 等後の建築物が法第6条第1項各号に該当しない場合又は増改築に係る部分の床面積が10㎡以内である場合(防火地域及び準 防火地域内を除く。)については、確認申請は不要です。

新築、増築等、用途変更を問わず、基本的には規則第1条の3に定められている確認申請書及び添付図書を用意することになりますが、本条に定められている添付図書のうち、構造詳細図、使用建築材料表、計算書等に示すべき事項に相当する事項が現況調査報告書に盛り込まれていれば、現況調査報告書をもってまとめて提出することができます。

既存建築物の緩和が適用される場合は、現況調査報告書を規則第1条の3第1項 表2(61)項に掲げる「既存不適格調書」として活用することができます。当該緩和措置が適用される規定については

適用されない(引き続き既存不適格となる)こととなるため、確認申請書の添付図書は次の表のとおりとなります。

■既存建築物の緩和が適用される場合の添付図書(2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)の場合)

既	存建築物の緩和により 適用されない規定	必要となる図書や記載事項 (増築・改築の場合)	必要となる図書や記載事項 (大規模の修繕・大規模の模様替の場合)	
共通		・各階平面図、2面以上の立面図・断面図に 増築・改築に係る部分を明示	· 各階平面図、2面以上の立面図・断面図に 大規模修繕・模様替に係る部分を明示	
構造		・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書・断面図にエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を明示	・構造耐力上の危険性が増大しないことを 確認する図書	
	防火地域・準防火地域内の建 築物	・平面図に防火設備の位置を明示・耐火構造等の構造詳細図・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書・加熱遮断壁等を確認する図書	・20分間防火設備の設置を確認する図書	
D+ 111	防火地域・準防火地域内の屋 根	・政令で定める範囲内の増築・改築である ことを確認する図書	なし	
防火	法第22条区域内の屋根	・政令で定める範囲内の増築・改築である ことを確認する図書	なし	
	法第22条区域内の外壁	・政令で定める範囲内の増築・改築であることを確認する図書・加熱遮断壁等を確認するために必要な図書、耐火構造等の詳細図	なし	
	内装	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
	換気・火気使用室等の換気	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
	便所	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
設備	電気設備	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
	配管設備	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
材料	石綿	・各階平面図、2面以上の断面図に石綿が 吹付けられている部分及び石綿の被覆・ 固着措置を明示	・各階平面図、2面以上の断面図に石綿が 吹付けられている部分及び石綿の被覆・ 固着措置を明示	
	ホルムアルデヒド	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
	採光	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
	地階の防湿措置	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
一般構造	居室の天井の高さ、床の高さ 及び防湿方法	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
	階段	・増築・改築に係る部分の図書	・大規模修繕・模様替に係る部分の図書	
帯たよい	接道	(緩和の適用なし)	・特定行政庁の認定の内容に適合すること の確認に必要な図書	
敷地	道路内建築制限	(緩和の適用なし)	・特定行政庁の認定の内容に適合すること の確認に必要な図書	
用途	用途地域	・敷地面積求積図に敷地の各部分の寸法及び算式を明示・建築面積求積図に建築物の各部分の寸法及び算式を明示	なし (用途変更を伴わない場合)	
形態	容積率	各階平面図に ・増築前の容積率不算入部分以外の部分 ・増改築後の容積率不算入部分 を明示	なし	
ハン心	建蔽率	(緩和の適用なし)	なし	
	高さ	(緩和の適用なし)	なし	
	壁面後退	(緩和の適用なし)	なし	
	i .			

(3)図書の保存

本ガイドラインに基づき作成された現況調査報告書や、建築確認・検査の手続において交付された確認済証及び確認申請書の副本・添付図書並びに検査済証は、今後、増築等や用途変更を計画するにあたって行われる現況調査や建築確認・検査の手続において必要となる図書であるため、所有者において確実に保存することが重要です。

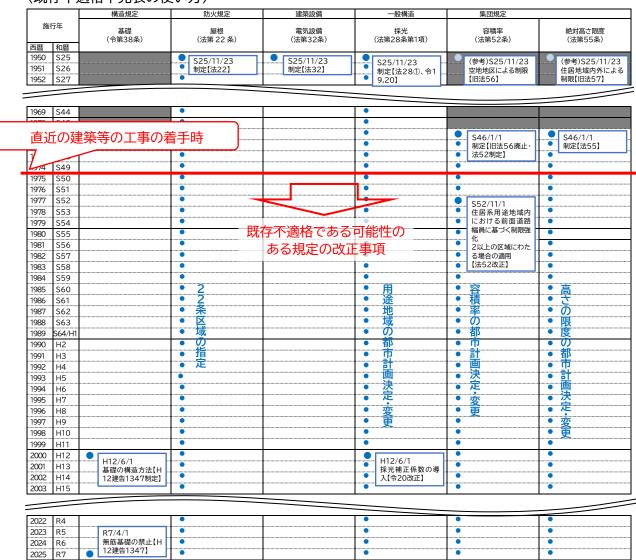
既存不適格早見表

この既存不適格早見表は、現地調査(調査②)において、既存不適格である可能性のある規定を効率的に把握するため、2階建ての木造一戸建ての住宅(軸組工法)に適用される各規定について、既存不適格が発生した可能性のある改正事項を時系列的に整理したものです。改正された規定の施行時を

○で示しています。

表の中の点線 ••• は、建築基準法令の規定に関係する都市計画、区域、数値等の決定又は変更により既存不適格となっている可能性があることを示すものです。計画建築物の敷地においてこれらの変更等があったかどうかについて、個別に確認してください。その他、建築基準法に基づく条例の規定については、個別に確認が必要です。

(既存不適格早見表の使い方)



		敷地			構造規定			
施行		敷地 (法第19条)	接道 (法第43条)	道路内建築 (法第44条)	基礎 (令第38条)	屋根ふき材・外装材等 (令第39条)	木造 (令第3章第3節)	
西暦 1950	和暦 S25	C25 /11 /22	S25/11/23	S25/11/23		S25/11/23	0.05/11/02	
1951	S26	S25/11/23 制定【法19】	● 制定【法43】	制定[法19]		制定【令39】	S25/11/23 制定【令第3章第3節】	
1952	S27		•	•				
1953 1954	S28 S29		•	•				
1955	S30							
1956	S31		•	•		S31/7/1		
1957	S32		•	•		棟部分の屋根瓦の緊		
1958	S33		•	•		結方法【令39改正】		
1959 1960	S34 S35		•	•			S34/12/23	
1961	S36						柱の小径、引張筋か . いの寸法、必要壁量	
1962	S37		•	•			【令43,45,46改正】	
1963	S38		•	•				
1964	S39 S40		•	•				
1965 1966	S41		•	•				
1967	S42		•	•				
1968	S43		● 都	● 道都 ● 路市				
1969	S44		• 市					
1970 1971	S45 S46		• 計 • 画	● の計 ● 指画			CAC /3 /3	
1971	S46 S47		• 🗵	● 定区	S46/1/1 制定【令38】	S46/1/29 屋根ふき材、外装材	S46/1/1 柱の有効細長比、風	
1973	S48		• 域	等域	#321 POOT	及び帳壁の基準	圧力に対する必要 ************************************	
1974	S49		● 淮	● 淮		【S46建告109制定】	ボルト締に座金使	
1975	S50		· 都	都			用、外壁内部の防蟻 措置	
1976 1977	S51 S52		• 市 • 計				【令42,43,46,47,	
1978	S53		• 計 • 画	• 計 • 画			49改正】	
1979	S54		• 🗵	• 🗵				
1980	S55		• 域	• 域				
1981	S56		• 0	● の ● 指			S56/6/1	
1982 1983	S57 S58		● 指 ● 定	● 損 ● 定			軟弱地盤における土 台の有無、圧縮筋かい	
1984	S59		• <u>赤</u>	• ***			************ の寸法、必要壁量、柱	
1985	S60		• 🖀	• 👸			の添木補強【令42,4 5,46,47 改正, S56	
1986	S61		• ~	• ~			建告1100制定】	
1987	S62		•	•				
1988 1989	S63 S64/H1		•	•				
1990	H2		•	•				
1991	НЗ		•	•				
1992	H4		•	•				
1993 1994	H5 H6		•	•				
1995	H7							
1996	Н8		•	•				
1997	H9		•	•				
1998 1999	H10		•	•				
2000	H11		•	•	1112/6/1			
2001	H13		•	•	H12/6/1 基礎の構造方法【H		H12/6/1 耐力壁の配置方法	
2002	H14		•	•	12建告1347制定】		(四分割法)、継手・	
2003	H15		•	•			仕口の緊結方法 「令46,47,H12建 ***	
2004	H16 H17		•	•			告1352,旧H12建	
2006	H18		•	•			告1460制定】	
2007	H19		•	•				
2008	H20		•	•				
2009	H21		•	•				
2010	H22 H23		•	•				
2012	п23 H24		•	•				
2013	H25		•	•				
2014	H26		•	•				
2015	H27		•	•				
2016 2017	H28 H29		•	•				
2017	H29 H30		•	•				
2019	H31/R1		•	•				
2020	R2		•	•				
2021	R3		•	•			R7/4/1	
2022	R4 R5		•	•	DE /4/2	R4/1/1 下层相の取体士は	··········· 柱の小径、壁量 ····	
2023	R6		•	•	R7/4/1 無筋基礎の禁止【H	瓦屋根の緊結方法 強化【S46建告10		
2025	R7		•	•	12建告1347改正】	9改正】	建告 1349 改正】	

				防火規定			
施征		塀 (令第61条,62条の8)	建築設備の構造強度 (令第129条の2の3)	防火地域・準防火地域内の 建築物 (法第61条)	屋根 (法第62条)	屋根 (法第22条)	外壁 (法第23条)
西暦 1950	和暦 S25	S25/11/23			005/11/00	0.05/11/00	0.05/11/02
1951	S26	制定【令61】		S25/11/23 制定【旧法61,62,6	S25/11/23 制定【旧法63(現法	S25/11/23 制定【法22】	S25/11/23 制定【法23】
1952	S27			4(現法61)】	62)]	•	•
1953 1954	S28 S29				•	•	
1955	S30			•	•	•	•
1956	S31			•	•	•	•
1957	S32			•	•	•	•
1958 1959	S33 S34			S34/12/23	•	•	•
1960	S35			● 対象建築物改正【法	•	•	•
1961	S36			61]	•	•	•
1962 1963	S37 S38			•	•	•	•
1964	S39			•	•	•	•
1965	S40			•	•	•	•
1966	S41			• 防	• 防 • 水	• <u>2</u> • 2	• 2
1967 1968	S42 S43			• 火 • 地	• 加	• 条	• 2 • 条
1969	S44			• 域	域	• 🔀	• 🔀
1970	S45			* 進	• <u>進</u>	• 域	• 域
1971 1972	S46 S47			防	<u></u>	の指	● の ● 指
1972	S47 S48	塀の高さ・基礎の根 入れ深さ【令61改正】		地	地	· 是	- 是
1974	S49	補強 CB 造の塀の構造方法【令62の8制		• 域	• 域	•	•
1975	S50	定】		•	• Ď	•	•
1976 1977	S51 S52			●都	● 都 ● 市	•	
1978	S53			• 計	• 計	•	•
1979	S54			画	画	•	•
1980 1981	S55 S56			• <u>決</u> • 定	• <u>決</u> • 定	•	•
1981	S57			亦	・赤	•	•
1983	S58	『『命61,令62の8改』		• 崙	• 音	•	•
1984	S59	正]		• ×	• ×		•
1985 1986	S60 S61			•	•	•	
1987	S62			•	•	•	•
1988	S63			•	•	•	•
1989	S64/H1			•	•	•	•
1990 1991	H2 H3			•	•	•	•
1992	H4			•	•	•	•
1993	H5			•	•	•	•
1994 1995	H6 H7				•	•	
1996	H8			•	•	•	•
1997	Н9			•	•	•	•
1998 1999	H10 H11			•	•	•	•
2000	H12		•		•	•	
2001	H13		H12/6/1 制定【旧令129の2	H12/6/1 準防火地域内の木	•	•	
2002	H14		の4(現令129の2 の3), H12建告13	● 造建築物の構造方 法【旧法62②(現法	•		● 23改正,旧令109 の6(現令109の1
2003	H15 H16		(03), H12建告13 (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18)	61),令108改正,H 🕆			·················· 0),H12建告1362 ·
2005	H17			12建告1359制定】	•	•	制定】
2006	H18			•		•	•
2007 2008	H19 H20			•	•	•	•
2008	H20 H21			•	•	•	•
2010	H22			•	•	•	•
2011	H23			•	•	•	•
2012	H24 H25		● H25/4/1	•	•	•	•
2013	H26		給湯設備の転倒防	•	•	•	•
2015	H27		·········· 止措置【H12建告1 ···· 388】 ····	•	•	•	•
2016	H28			•	•	•	•
2017	H29 H30						
2019	H31/R1			•	•	•	•
2020	R2			•	•	•	•
2021	R3 R4			•	•	•	•
2022	R5			•	•	•	•
2024	R6			•	•	•	•
2025	R7			•	•	•	•

		建築設備				
施行年	内装 (法第35条の2)	換気 (法第28条 第2項、第3項)	便所 (法第31条第1項) (処理区域内)	便所 (法第31条第2項·第36条) (処理区域外·浄化槽)	便所 (法第36条) (令第29·31·33·34条)	電気設備 (法第32条)
西暦 和暦 1950 S25					(処理区域外・くみ取便所)	C25 /11 /22
1951 S26 1952 S27 1953 S28 1954 S29		S25/11/23 制定[法28②]	S25/11/23 制定[法31①]	S25/11/23 制定【法31②,令3 2,33】	S25/11/23 制定[令29,31,33, 34]	S25/11/23 制定[法32]
1955 \$30 1956 \$31 1957 \$32 1958 \$33						
1959 S34 1960 S35 1961 S36 1962 S37 1963 S38						
1964 S39 1965 S40 1966 S41 1967 S42 1968 S43			S40/12/2 処理区域内では公 共下水道に接続す る水洗便所以外の 便所の禁止[法31]			
1969 S44 1970 S45 1971 S46 1972 S47 1973 S48 1974 S49 1975 S50	S46/1/1 規制の対象に火気使 用室を追加(法35の 21	S46/1/1 換気設備の構造方法 「令20の2、令20の 3,旧令20の4(現令 20の3)、S45連告1 826、令129の2の 5制定〕 火気使用室の換気追		S44/5/1 屎尿浄化槽の汚物処 理性能基準【令32改 正】 S44/7/3 屎尿浄化槽の処理対 象人員の算定方式(S 44建告3148制定】		
1976 S51 1977 S52 1978 S53 1979 S54 1980 S55 1981 S56		加[法28③制定] ■ S53/4/1 調理室等に設ける 換気設備の構造方 法(S45建告182	• <u>処</u>	\$56/6/1		
1982 S57 1983 S58 1984 S59 1985 S60 1986 S61		S57/12/1 理論廃ガス量に伴う Kの値の見直し、排 気フードの構造、燃 料の種類見直し等 【S45建告1826】	● 区 ● 域 ● の ● 公 ● 示	「現場では、 「現場では、 「現場では、 「見が、 「しが、 「が、 「が、		
1987 S62 1988 S63 1989 S64/H 1990 H2 1991 H3 1992 H4				S63/4/1 分離接触ばっ気方式 (合併処理)、嫌気ろ 床接触ばっ気方式の 基準[S55建告129 2改正]		
1993 H5 1994 H6 1995 H7 1996 H8 1997 H9 1998 H10				H8/4/1		
1999 H11 2000 H12 2001 H13 2002 H14 2003 H15		■ H12/6/1 自然換気設備の排 気口の位置(令129 の2の5) 排気口等に換気扇		H12/6/1	H12/6/1 <み取便所の構造方 法【令29】	
2004 H16 2005 H17 2006 H18 2007 H19 2008 H20		等を設ける場合の 算定式追加、火気使 用室の廃ガス逆流 防止措置等[S45建 告1826]		H13/4/1 合併処理浄化槽に 関する基準 【令32,令33改正, 令35制定,S55建 告1292改正】		
2009 H21 2010 H22 2011 H23 2012 H24 2013 H25						
2014 H26 2015 H27 2016 H28 2017 H29 2018 H30						
2019 H31/R1 2020 R2 2021 R3 2022 R4 2023 R5						
2024 R6 2025 R7			•			

		材料			一般構造	
施行年 西暦 和暦	給排水設備 (法第36条) (令第129条の2の4)	建築材料 (法第37条) (基礎のコンクリート・鉄筋)	石綿 (法第28条の2第2号)	クロルピリホス、 ホルムアルデヒド発散建材 (法第28条の2第3号)	採光 (法第28条第1項)	地階における居室 (法第29条)
1950 S25		\$25/11/23			S25/11/23	S25/11/23
1951 S26 1952 S27		制定【法37,旧 S26 建告26】			● 制定【法28①,令1 ● 9,20】	制定【旧法30(現法 29)】
1953 S28 1954 S29					•	
1954 S29					•	
1956 S31 1957 S32					•	
1958 S33					•	
1959 S34 1960 S35	S34/1/1 制定【旧令129の2】				•	
1961 S36	myEIII 7 12 9072]				•	
1962 S37 1963 S38					•	
1964 S39 1965 S40					•	
1965 S40 1966 S41					•	
1967 S42					•	
1968 S43 1969 S44	S46/1/1				•	
1970 S45 1971 S46	正力タンク・給湯設備 への安全装置、配管				•	
1972 S47	設備の構造方法の詳細化【旧令129の2改				•	
1973 S48 1974 S49	正]				•	
1975 S50	S50/12/20				• #	
1976 S51 1977 S52	配管設備の構造方法 【S50建告1597制				• 途 • 地	
1978 S53	定】				• 域	
1979 S54 1980 S55					の都	
1981 S56					• 市	
1982 S57 1983 S58					• 計 • 画	
1984 S59 1985 S60					画决定	
1986 S61					● 変	
1987 S62 1988 S63					• 童	
1989 S64/H1					•	
1990 H2 1991 H3					•	
1992 H4					•	
1993 H5 1994 H6					•	
1995 H7					•	
1996 H8 1997 H9					•	
1998 H10					•	
1999 H11 2000 H12	H12/6/1	• H12/6/1			•	- LII 2 / 6 / 1
2001 H13 2002 H14	飲料水の配管の構造方法【旧令129の	セメントのJISから コンクリートのJIS			H12/6/1 採光補正係数の導	H12/6/1 地階に設ける居室
2002 H14 2003 H15	2の2改正,H12建 告1390制定】	に改正、鉄筋が指定 建築建材に追加【法		H15/7/1		の技術的基準【令2 2の2,H12建告14
2004 H16	L 1370H3AL1	37改正,H12建告1 446制定】		制定【法28の2三】	•	
2005 H17 2006 H18			LI19/10/1		•	
2007 H19			制定【法28の2一・		•	
2008 H20 2009 H21			=1		•	
2010 H22 2011 H23					•	
2012 H24					•	
2013 H25 2014 H26					•	
2015 H27					•	
2016 H28 2017 H29					•	
2018 H30					•	
2019 H31/R1 2020 R2					•	
2021 R3					•	
2022 R4 2023 R5					•	
2024 R6					•	
2025 R7					•	

				用途	形態		
施	行年 和暦	居室の天井高さ、 床の高さ及び防湿 (法第36条) (令第21,22条)	階段 (法第36条) (令第23~26)	用途 (法第48条)	壁面線 (法第47条)	容積率 (法第52条)	建蔽率 (法第53条)
1950	S25		S25/11/23	S25/11/23	S25/11/23	(**)C2F /11 /22	C2F /11 /22
1951	S26	S25/11/23 制定【令21,22】	制定【令23~26】	制定【法48】	■ 制定【法47】	(参考)S25/11/23 空地地区による制限	S25/11/23 制定【旧法55(現法
1952	S27			•	•	【旧法56】	53)]
1953	S28			•	•		•
1954	S29			•	•		•
1955	S30			•	•		•
1956	S31			•	•		•
1957 1958	S32 S33				•		•
1959	S34			•			•
1960	S35			•	S34/12/23 門・塀の制限		•
1961	S36			•	● 【法47改正】		•
1962	S37			•	•		•
1963	S38			•	•		•
1964	S39			•	•	(参考)S39/1/15	•
1965	S40			•	•	容積地区による制限 【旧法59の2】	•
1966 1967	S41 S42				•	III/K590/21	•
1968	S43			•	•		•
1969	S44			•	•		•
1970	S45			•	•		•
1971	S46			•	•	S46/1/1	S46/1/1
1972	S47			•	•		● 用途地域に応じた
1973	S48			•	•	法52】	● 制限の細分化【法5 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1974 1975	S49 S50			•	•	•	• 31
1975	S51			•	•	•	•
1977	S52			•	•	•	CE2/11/1
1978	S53			•	•	S52/11/1 住居系用途地域内	S52/11/1 2以上の区域にわた
1979	S54			•	•	における前面道路	る場合の適用【法5
1980	S55			•	•	・ 幅員に基づく制限強 化	3改正】
1981	S56			•	•	2以上の区域にわた	•
1982	S57			•	•	る場合の適用	•
1983 1984	S58 S59				•	【法52改正】	
1985	S60			•	•	•	•
1986	S61			•	•	•	•
1987	S62			•	肇	• 🗴 🜣	7
1988	S63			● 用 ● 途	丙	● 容容 ● 積 積	建建・ 蔽 蔽
1989	S64/H1			• <u>地</u>	線		** **
1990 1991	H2 H3			域	<u> </u>	・	- 万 - 万 - 一
1992	H4			- D	- 指	• 指型	●
1993	H5				• 走	 定具	●延虹
1994	Н6			定	•	• 用品	• <u> </u>
1995	H7			● 変	•	● 途景	● 途 開
1996	Н8			• 更	•	• 地 垄	• 地 🏖
1997	H9			•	•	域ぐ外変	域 ½外 変
1998 1999	H10 H11			•	•	· <u>万 条</u>	・グタ
2000	H12		1112/6/5	•	•	· 用	• 🙃
2001	H13		H12/6/1 手すりの設置の義務	•	•	·	用 途 地
2002	H14		化【令25改正】	•	•	地	• #
2003	H15			•	•	域	● 世
2004	H16					• 贞	· 内
2005	H17			•	•	• •	• 6
2006	H18 H19				•	•	•
2007	H20			•	•	•	•
2009	H21			•	•	•	•
2010	H22			•	•	•	•
2011	H23			•	•	•	•
2012	H24			•	•	•	•
2013	H25			•	•	•	•
2014	H26 H27				•		•
2016	H28			•	•	•	•
2017	H29			•	•	•	•
2018	H30			•	•	•	•
2019	H31/R1			•	•	•	•
2020	R2			•	•	•	•
2021	R3			•	•	•	•
2022	R4 R5			•	•	•	•
2023 2024	R6				•		•
2025	R7			•	•	•	•
				1	1		

	行年	最低敷地面積 (法第53条の2)	外壁後退距離 (法第54条)	絶対高さ制限 (法第55条)	斜線制限 (法第56条)	高度地区内の建築物 (法第58条)
西暦 1950	和暦 S25		A Francisco	O to the		
1950	S26		(参考)S25/11/23 空地地区による制限	(参考)S25/11/23 住居地域内外による	S25/11/23	S25/11/23
1952	S27		空地地区による制限 【旧法56】	制限[旧法57]	制定【旧法58】	制定【旧法59】
1953	S28		111/2001	13/24/17/20 17	•	•
1954	S29				•	•
1955	S30				•	
1956						
1956	S31					
1958	S32 S33					
1959	S34				•	
1960	S35					
1961 1962	S36 S37					
1963	S38					
1963	S39					
1965	S40					•
1966	S41					
1967	S42					
1968	S43					
1969 1970	S44 S45				•	•
						•
1971	S46 S47		S46/1/1	S46/1/1 - 制定(注55)	S46/1/1 現行の道路対線制	•
1972 1973				制定【法55】	現行の道路斜線制 限に改正、隣地斜線	•
1974	S48 S49		•		制限、北側斜線制限	•
1974	S59 S50		•	-	制度の導入【旧法5	-
1975	S50 S51		•	•	7,58廃止,法56制	•
1976	S52		•	•	定]	•
1978	S53		•			
1979	S54		•		•	•
1980	S55		•	•	•	•
1981	S56		•	高	•	• =
1982	S57		• 外		•	
1983	S58		• 壁	• さ • の	•	• <u>度</u> • 地
1984	S59		• 0	• Ř	•	• <u>X</u>
1985	S60		• <u>¼</u>	• <u>度</u>	•	• Ø
1986	S61		● 谌	• 0	•	都
1987	S62		 	都		• 17
1988	S63		離	市	S62/11/16	計
1989	S64/H1		• Ø	計	道路斜線制限の精緻化【法53改正,法	• 🔠
1990	H2		• 限	• <u></u>	■■ 概化【法55以正,法 別表第三制定】	● 茨
1991	Н3		• 度	• 漢	03200-032	定
1992	H4		• 0	定	•	● 変
1993	H5	H5/6/25	都	●変	• 斜用	• 章
1994	Н6	● 制定【旧法54の2】	• []	• 🛊	● 斜用 ● 線送 ● 勾地	•
1995	H7	•	• <u></u>	•	• 勾地	•
1996	H8	•	• 🚇	•	四日 198	•
1997	H9	•	• 孝	•	のの	•
1998	H10	•	• 定	•	• 指都	•
1999	H11	•	● 変 ● 更	•	足市	•
2000	H12	•		•	• (i) ii i	•
2001	H13	•	•	•	• 遙典	•
2002	H14	•		•	• 地 ~	•
2003	H15	H15/1/1	•	•	• 速 決 • 域 • 域	•
2004	H16	現行制度に改正【旧	•	•	外 変	•
2005	H17	AS TO LIGHTIMS			The state of the s	_
2006	H18		•	•	~	•
2007	H19	• • 都建	•	•	•	•
2008	H20	● 単 ● 市築	•		•	•
2009	H21		•	•	•	•
2010	H22	● 計物 ● 画の	•		_	
2011	H23	● 選 の				
2012	H24	● 炭 敖 ● 定 地	•			
2013 2014	H25	• <u>佐</u> 也	•			•
2014	H26 H27		•		•	•
2016	H27	• 吳の	•	•	•	•
2016	H28 H29	• 🖶	•	•	•	•
2017	H30	低	•		•	•
2019	H31/R1				•	•
2019	R2	● 度	•	•	•	•
2020	R3	- Ô	•	•	•	•
2021	R4	•	•		•	•
2022	R5	•	•	•	•	•
2023	R6	•	•	•	•	•
2025	R7	•	•	•	•	•
	11.7			I		

現況調査報告書 記入例

■現況調査報告書(かがみ)

現況調査報告書

2. に記載の建築物の現況調査の結果を報告します。本報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所有者等の氏名

様

令和7年1月24日

調査者氏名 既存 太郎 (一級) 建築士 ①資格 (大臣) 登録 第 1 2 3 4 5 6 号 ②氏名のフリガナ キソン タロウ ③氏名 既 存 太郎 1. 調査者 (○○県) 知事登録 第 1 2 3 4 5 6 号 (一級) 建築士事務所 (代表とな ④勤務先 既存建築設計事務所 る調査 者) ⑤所在地 ○○県 XX 市 XX 1-1-1 ⑥電話番号 XX - XXXX - XXXX株式会社▲▲ 検査 次郎 (調査対象建築物の基礎・塀の鉄筋探査調 ⑦その他調査者 ①敷地の位置 〇〇県 XX 市 XX 2-2-2✓指定なし ②防火地域 □防火地域 □準防火地域 ③その他の区域、 2. 調查対 法第22条区域、下水道処理区域内、高度地区 地域、地区又は街区 象建築物 ④用途地域 第二種中高層住居専用地域 及び敷地 の位置 ⑤現況用途 一戸建ての住宅 ⑥構造 木造 ⑦階数 地上2階/地下 階 ⑧敷地面積 $165.00 \, \text{m}^2$ ⑨建築面積 7 1. 2 1 m² ⑩延べ面積 $1\ 2\ 2.\ 2\ 1\ m^2$ □有 ①直近の建築等の工 年 月 日) ②検査済証の有無 昭和50年4月1日 事の着手時点 **✓**無 ②現況調査結果*1 下記以外の規定 適合 3. 調査結 法第20条第1項(昭和56年6月1日) 不適合 (既存不 果概要 法第28条の2 (第3号に係る部分) (平成15年7月1日) 適格) 法第36条(階段の構造に係る部分) (平成12年6月1日) 不適合(その 法第28条第1項 他) 法第35条の2 不明

法第37条

	@ 7	T-D-1 0 F 211 - 11			
	③その他特記事項	平成12年 バリアフリ	ーに対応した段差解消及びトイレの更新工事		
	④調査年月日	令和7年1月10日 実	延施		
4. 改変 ^{※2} の有無 及び概 要	1階居室の一部で窓だ	バベニヤ板でふさがれてい	かる。		
	現況図面の作成	√ 有	□無		
5. 現況調	確認申請書の副本に添	** *付された図面			
査に用	壁量計算書(復元)				
い た 図 書	施工図面				
音		た配筋調査結果報告書			
6. 備考					

※1 現況調査結果:次のとおり記載します。

適合 :現行の規定に適合している場合

不適合(既存不適格) : 不適合である規定のうち、既存不適格である場合(既存不適格と

なった時点をかっこ書きで記載)

不適合(その他) : 不適合である規定のうち、既存不適格ではない場合

不明: やむを得ず調査ができず適合状況がわからない規定

- ※2 直近の建築等の工事に係る検査済証の交付を受けた後に、建築基準法令の規定に適合しない建築等に該当しない行為(居室の採光上有効な窓をふさぐなど)
- * 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し 添えてください。

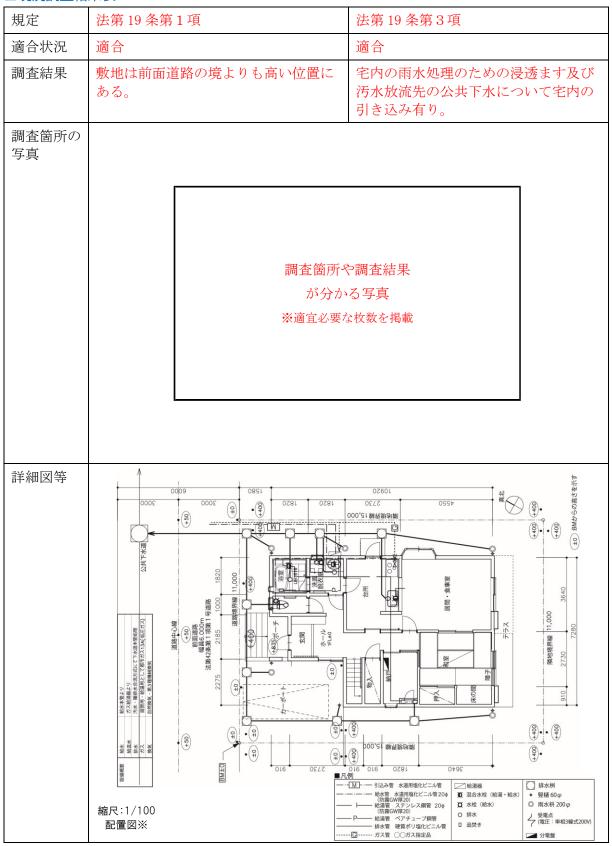
■調査項目チェックリスト(調査対象の建築物に適用される規定と調査項目・調査方法)

適用	規定	規定の内容	調査項目	調査方法
敷地	関係 (法第	- 写 43 条及び第 44 条	は都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用)	
✓	法 19①	敷地の高さ	・道路との高低差	目視又は計測
			・敷地の湿潤状況、出水履歴、土地条件等	目視等及び土地条件図、治水地形分
	法 19②	衛生・安全対策	・盛土、地盤改良等の有無	類図等を確認
✓	法 19③	敷地の排水	・敷地内の排水状況	目視等
	法 19④	がけ崩れ対策	・がけの有無・擁壁の設置状況	目視等
			・都市計画区域・準都市計画区域の指定状況	市区町村の都市計画情報を確認
			・特定行政庁による道路の指定状況	特定行政庁の指定道路図を確認
✓	法 43①	接道	・特定行政庁による許可・認定の有無と適合状況	図書及び目視等
			・道路との接道長さ	計測
			・前面道路幅員	
	¥+ 44(T)	道路内建築	・都市計画区域・準都市計画区域の指定状況・特定行政庁による道路の指定状況	市区町村の都市計画情報を確認
✓	法 44①	担始 的建築	・道路、建築物、擁壁等の位置	特定行政庁の指定道路図を確認 目視等
1-11- > 41- 1			・坦路、建築物、確堅等の位直	日况等
構造	対係 一			
			・立ち上がり部分の構造、材料及び寸法	目視等及び計測
			11 M 小小口	・電磁誘導法 又は
		基礎	・配筋の状況	・電磁波レーダー法による鉄筋探査及びはつり出し
			・(令第 38 条第4項の構造計算による場合) コンク	
			リートの強度	・シュミットハンマー試験
		屋根ふき材		
		外装材等	・緊結等の状況	目視等
		木材	・構造耐力上主要な部分に使用されている木材の状況	目視等
		土台及び基礎	・土台の緊結等の状況	目視等
		柱の小径	・欠込み等の有無	目視等
			・部材寸法(柱の小径)	計測
		はり等の横架材	・欠込み等の有無	目視等
	法 20①		・柱梁接合部及び筋かいの金物の有無及び金物種	D 49 km
		筋がい	類、緊結の状況 ・欠込み等の有無	目視等
			・筋かいの部材寸法	計測
✓		軸組等	・筋かい、耐力壁の位置	
			• 金物種類	目視等
			・筋かい、耐力壁の部材寸法等の状況	目視等及び計測
			・壁量計算による必要壁量及び存在壁量、配置の確認	壁量計算
			・壁配置のバランス	学里川界
		継手又は仕口	・柱梁接合部の金物の有無及び金物種類、緊結の状況	目視等
			・筋かいの部材寸法	計測
		防腐措置	・腐りやすい構造である部分の下地材	目視等
		[67][6][1][[E]	・柱、筋かい、土台の防腐・防蟻処理の状況	n M4
		塀	・高さ、厚さ	目視等及び計測
			・控え壁、基礎の有無	- 電磁誘導法 又は
			・配筋の状況	・電磁波レーダー法による鉄筋探査及
			HL1111 ->-VVDL	びはつり出し
		7+ 笠凯 供 の #* '生	・給湯設備の満水時の質量	ロ知然 ひょど
		建築設備の構造 強度	・給湯設備の形状	・目視等 及び・設備の型番から仕様を確認
			・給湯設備の緊結状況	欧洲の主宙から口水を確応
	¥ 00 €	基準の適用上別の建築物であれ	・相互に応力を伝えない構造方法のみで接する建築	D 48 65
	法 20②	の建築物みなす	物の部分の有無	目視等
17-1- I . E	18 KG	部分		
防火				
		防火地域・準防	防火地域、準防火地域の指定状況	市区町村の都市計画情報を確認
	法 61①	防火地域・準防 火地域内の建築	・建築物の規模に応じた耐火建築物、準耐火建築物	
J	12 01 D	物	等の種別及び構造材の状況	・目視等 又は
			・延焼のおそれのある部分の防火設備の位置、形状等	・設備の認定シール等を確認

適用	規定	規定の内容	調査項目	調査方法
	法 61②	基準の適用上別 の建築物みなす 部分	・火熱遮断壁等により分離されている建築物の部分 の有無	目視等
	法 62	屋根	・防火地域、準防火地域の指定状況 ・屋根材の状況	市区町村の都市計画情報を確認 目視等
✓	法 22①	屋根	・法第22条区域の指定状況 ・屋根ふき材の状況	特定行政庁による指定状況を確認 目視等
✓	法 23	外壁	・法第 22 条区域の指定状況 ・外壁材の状況	特定行政庁による指定状況を確認 目視等
✓	法35の2	内装	・火気使用室の有無 ・内装材	・目視等 又は・材料の認定シール等を確認
設備	関係			
✓	法 28② 法 36 (給水、排水その 他の配管設備の設 置及び構造に係る 部分)	換気設備 (調理室等を除 く)	・開口部の面積、位置 ・給気口、排気口の位置 ・機械換気設備の性能等 ・換気設備の有効換気量 ・居室の床面積	目視等及び計測 ・風量測定 又は ・設備の型番から性能等を確認 計測
✓	法 28③ 法 36 (給水、排水その 他の配管設備の設 置及び構造に係る 部分)	換気設備 (調理室等)	・ガス設備等の有無・給気口、排気口の位置・火気設備の出力等・機械換気設備の性能等・換気設備の有効換気量	目視等 ・風量測定 又は ・設備の型番から性能等を確認
✓	法 31① 法 36 (便所の設置及び 構造に係る部分)	便所 (処理区域内)	・公共下水道の処理区域・採光及び換気のための窓又はそれに代わる照明、 換気設備の有無	処理区域の公示を確認 目視等
	法 31② 法 36 (便所の設置及び 構造並びに浄化槽 の構造に係る部 分)	便所 (処理区域外)	・公共下水道の処理区域・浄化槽の処理性能 又は・くみ取便所の構造・採光及び換気のための窓又はそれに代わる照明、 換気設備の有無・漏水の有無	処理区域の公示を確認 浄化槽の保守点検結果及び設備の型 番から性能等を確認 目視等
✓	法 32	電気設備	・不具合の有無	目視等
✓	法 36 (給水、排水その 他の配管設備の設 置及び構造に係る 部分)	給排水設備	・配管設備の設置状況 ・漏水等不具合の有無	目視等
材料	関係			
✓		建築材料	・基礎のコンクリート、鉄筋の JIS への適合状況	図書等により使用材料の仕様を確認
✓	法 28 の 2 二	石綿	・石綿の吹付けの有無	目視等
✓		クロルピリホス	・添加の有無(添加されている場合は、5年以上が 経過していること)	・図書等により仕様を確認 又は ・目視等
∑	法 28 の 2 三	ホルムアルデヒ ド	 ・使用の有無(使用されている場合は、5年以上が経過していること) ・換気経路(建具のアンダーカット、ガラリ等の有無) ・給気口、排気口の位置 ・換気設備の有効換気量 ・居室の面積、天井高さ 	 ・図書等による仕様を確認 又は ・目視等 ・風量測定 又は ・設備の型番から性能等を確認 計測
一般	構造関係			
✓	法 28① 法 36 (居室の採光面積に 係る部分)	採光	・居室の面積・開口部の寸法、開口中心からの垂直距離・外壁と隣地境界線等との距離・照明設備の性能等	計測 ・床面における照度測定 又は
				・設備の型番から各種性能を確認
	法 29	地階における居 室	・居室の面積・からぼり等の有無・地面に接する外壁等の構造	計測 目視等
✓	法 36 (天井及び床の高さ に係る部分)	居室の天井及び 床の高さ		計測

適用	規定	規定の内容	調査項目	調査方法
✓	法 36 (床の防湿方法に 係る部分)	居室の床の防湿 方法	・最下階の床の材料・床下の防湿措置の状況・外壁の床下換気孔の状況	目視等
✓	法 36 (階段の構造に係る 部分)	階段	・階段及び踊場の幅員・階段の蹴上げ、踏面の寸法・手すりの設置状況、出幅の寸法・踊場の設置状況・階段に代わる傾斜路の設置状況	目視等及び計測
用途	関係 (都市	5計画区域及び準都	(市計画区域内に限り適用)	
✓	法 48①~⑭	用途	・用途地域の指定状況・兼用用途の有無及び当該用途に供する床面積	市区町村の都市計画情報を確認 目視等及び計測
形態	関係 (都市	が計画区域及び準都	(市計画区域内に限り適用)	
	法 47	壁面線	・壁面線の指定状況 ・壁面線と外壁との距離	特定行政庁による指定状況を確認 計測
✓	法 52①, ⑦	用途地域等に基 づく容積率	・指定容積率・建築物の延べ面積及び敷地面積	市区町村の都市計画情報を確認 計測
√	法 52②, ⑦	前面道路の幅員 に基づく容積率	・用途地域等の指定状況・前面道路の幅員	市区町村の都市計画情報を確認 計測
✓	法 53①, ②	建蔽率	・指定建蔽率・防火地域、準防火地域の指定状況・建築物の建築面積及び敷地面積	市区町村の都市計画情報を確認計測
	法 53 の 2①	最低敷地面積	・敷地面積の最低限度の指定状況・敷地面積	市区町村の都市計画情報を確認 計測
	法 54①	外壁後退距離	・外壁の後退距離の限度の指定状況・外壁から敷地境界線までの距離	市区町村の都市計画情報を確認 計測
	法 55①	絶対高さ制限	・高さの限度の指定状況・建築物の高さ	市区町村の都市計画情報を確認計測
		道路高さ制限	・用途地域の指定状況・前面道路幅員・前面道路との高低差・建築物の高さ・道路境界線との距離	市区町村の都市計画情報を確認計測
✓	法 56①	北側高さ制限	 ・用途地域の指定状況 ・日影による高さ制限の対象区域の指定状況 ・真北の方角 ・真北方向の境界線との距離 ・北側隣地との高低差 ・建築物の高さ 	市区町村の都市計画情報及び条例の 制定状況を確認 計測
✓	法 58①	高度地区内の建 築物	・高度地区の指定状況 ・建築物の高さ	市区町村の都市計画情報を確認 計測
その	他(条例によ	り付加された制限	(1)	
		地方公共団体の 条例による制限	・地方公共団体の条例による制限の有無及び内容	・条例の制定状況を確認 ・制限の内容に応じて確認方法を検 討

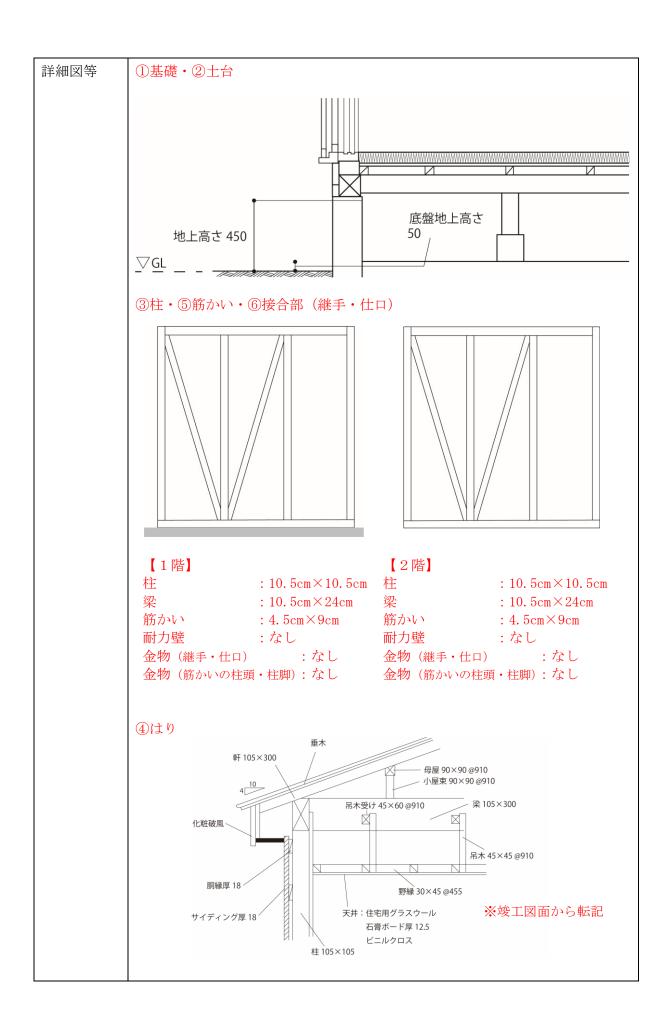
■現況調査結果表

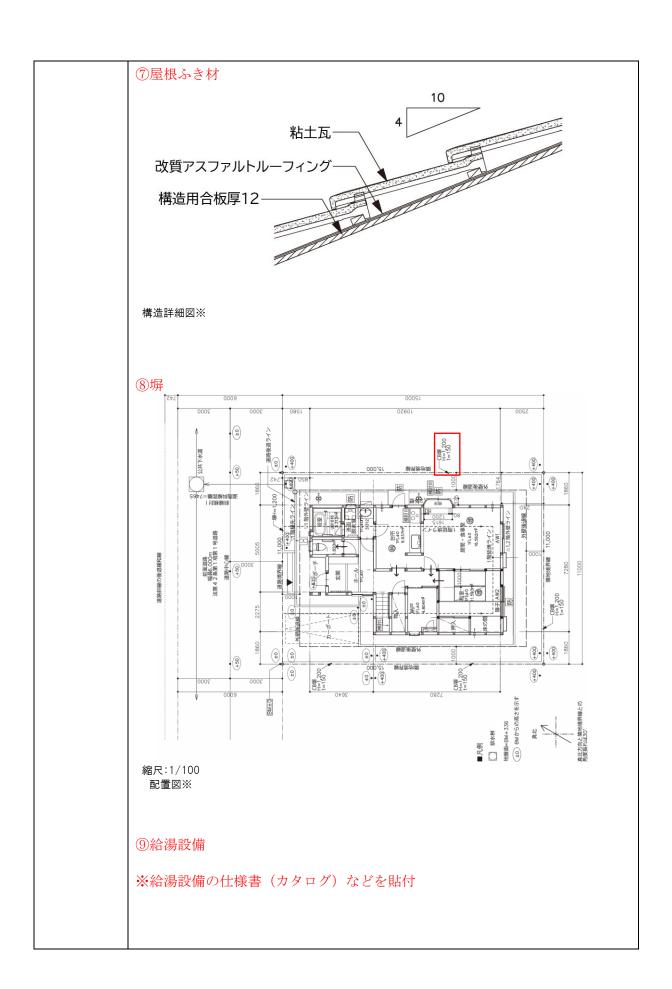


規定	法第 43 条第 1 項	法第44条第1項
適合状況	適合	適合
調査結果	敷地は幅員6mの市道に2m以上接している。	道路内及び道路に突き出して建築され ているものはない。
調査箇所の写真	が分か	や調査結果 いる写真 な枚数を掲載
詳細図等	議論 (15,000 15,000

規定	法第20条第1項
適合状況	不適合 (既存不適格)
調査結果	①基礎 建物北西側基礎1箇所において、目視、計測により基礎の構造及び材料、 寸法を確認した結果、確認申請書の副本の図面どおりに施工されていた。 同箇所において、基礎の立上り部分の配筋の状況について、専門の調査会 社に調査(別添)を依頼した結果によれば、せん断補強筋の配筋間隔が約 500mmと広く、現行の基準は満たしていない。 異なる構造の基礎は併用されていないため、直近の建築時の基準には適合 する。
	②土台 土台に使用されている木材について目視による調査をしたところ、適切に施工されており、割れや欠け等の耐力上の欠点はみられなかった。 スイッチプレートからファイバースコープを用いて内部を確認したところ、アンカーボルトにより土台が基礎に緊結されていることを確認した。
	③柱 押入れの天井にある点検口から柱を確認し、寸法を実測した結果を確認申請書の副本に添付された図面と照合し、問題ないことを確認した。 欠込み等はなく、柱に使用された木材の品質に耐力上の欠点はみられなかった。
	④はり 押入れの天井にある点検口からはりを確認し、耐力上支障がある欠込みはなく、はりに使用された木材の品質に耐力上の欠点はみられなかった。
	⑤筋かい 確認申請書の副本の図面に基づき、壁量計算を行った結果、現行基準には 適合しないものの、建築当時の基準に適合していることを確認した。 また、図面と現地の整合を、押入れの天井にある点検口から目視で確認するとともに、各階1箇所、壁の一部を破壊し内部を確認したところ、当該部分は計画どおり筋かいが設置されていたことから、図面どおり施工されているものと判断した。 さらに、筋かいの端部はくぎで緊結されていることを確認した。 なお、筋かいに使用された木材の品質に耐力上の欠点や欠き込みはみられなかった。
	⑥接合部(継手・仕口) 押入れの天井にある点検口から目視により、継手・仕口を確認したところ、ボルト締、かすがい打又は込み栓打により緊結されており、現行の基準には適合しないものの、直近の建築時の規定に適合していることを確認した。
	⑦屋根ふき材 2階廊下から1階下屋部分の屋根を目視により確認したところ、瓦屋根が 下地に銅線で緊結されていたが、釘等による緊結はされていない。
	⑧塀 実測の結果、高さ 1.2m、厚み 15cm であり、控え壁の設置は不要。目視に

より調査した結果、塀にひび割れはなく、倒壊の危険性はないと判断した。 専門の調査会社に調査(別添)を依頼した結果から、塀内部の配筋間隔、 鉄筋径は現行の基準を満たしていると判断した。 ⑨給湯設備 給湯機(品番:○○○○)上部が壁に固定され、転倒防止措置が講じ られていた。 調査箇所の 写真 調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載 基礎の配筋の状況に関する調査結果 ※適宜必要な枚数を掲載





規定	法第 22 条第 1 項
適合状況	適合
調査結果	・法第22条区域に指定されている。 ・2階から1階屋根の使用材料を目視により確認したところ、粘土瓦であること を確認した。
調査箇所の写真	調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載
詳細図等	お土瓦 4 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

規定	法第 23 条
適合状況	適合
調査結果	・法第22条区域に指定されている。 ・北西側1階の外壁材を目視により確認したところ、窯業系サイディングである ことを確認した。竣工図面に記載されている品番より商品を特定し、大臣認定 が取得されていることを確認した。
調査箇所の写真	調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載
詳細図等	透湿防水シート 石こうボード厚12.5 胴縁(通気層) 柱:120×120 内部 内部

規定	法第35条の2					
適合状況	不明					
調査結果	火気使用室である台所に使用されている内装材の仕様が現地では判別できなかった。					
調査箇所の写真	調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載					
詳細図等						

法第 28 条第 2 項 法第 36 条(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造に係る部分)
適合
自然換気が設けられ、有効換気計算表のとおり、居室の開口部の有効換気面積 は各必要換気面積を満たしている。 また、給気口は天井の高さの1/2以下の高さに設置され、排気口も適切な位 置に設置されている。

調査箇所の 写真

調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載

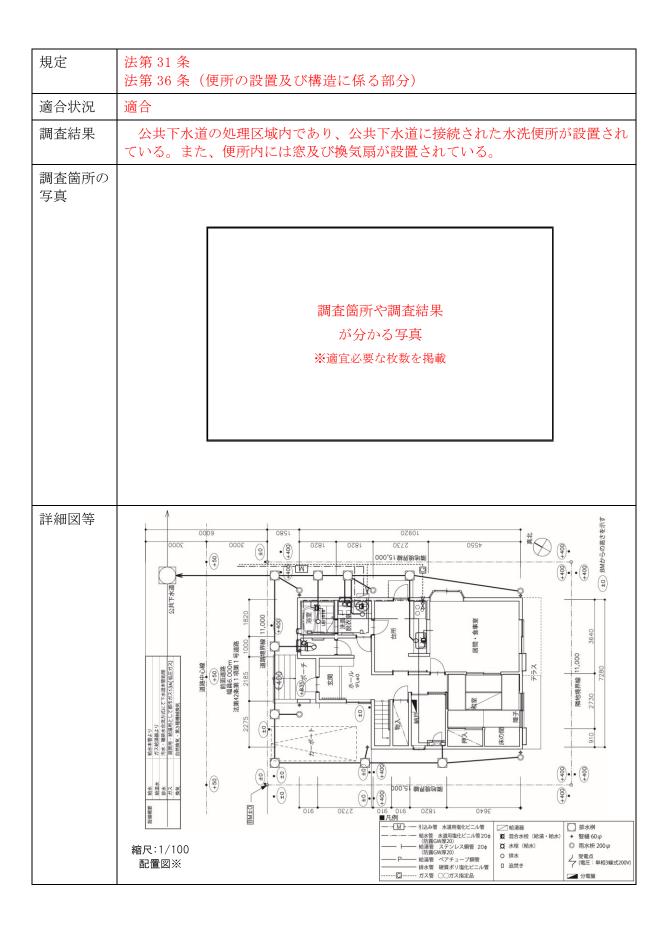
詳細図等

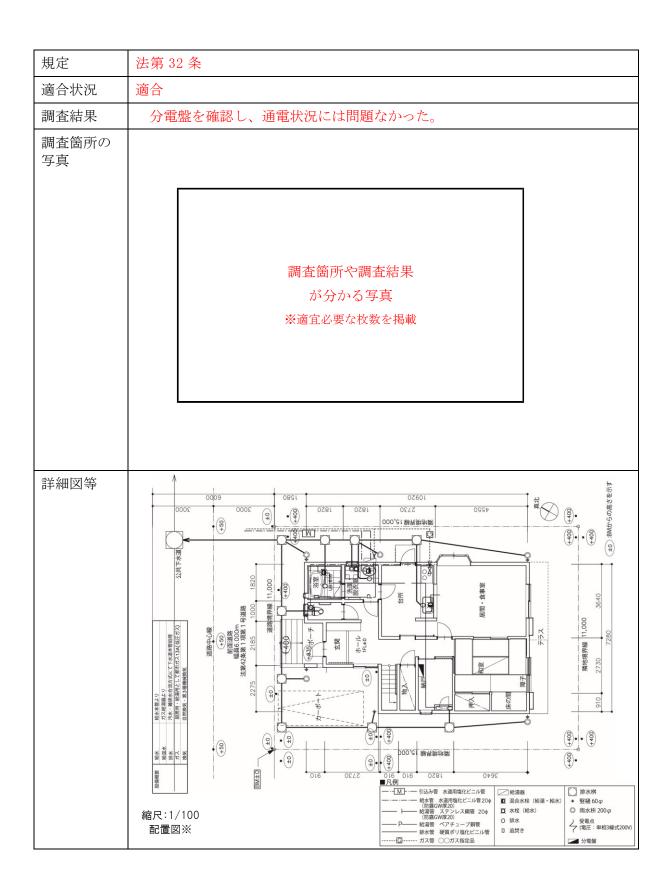
■有効換気計算表

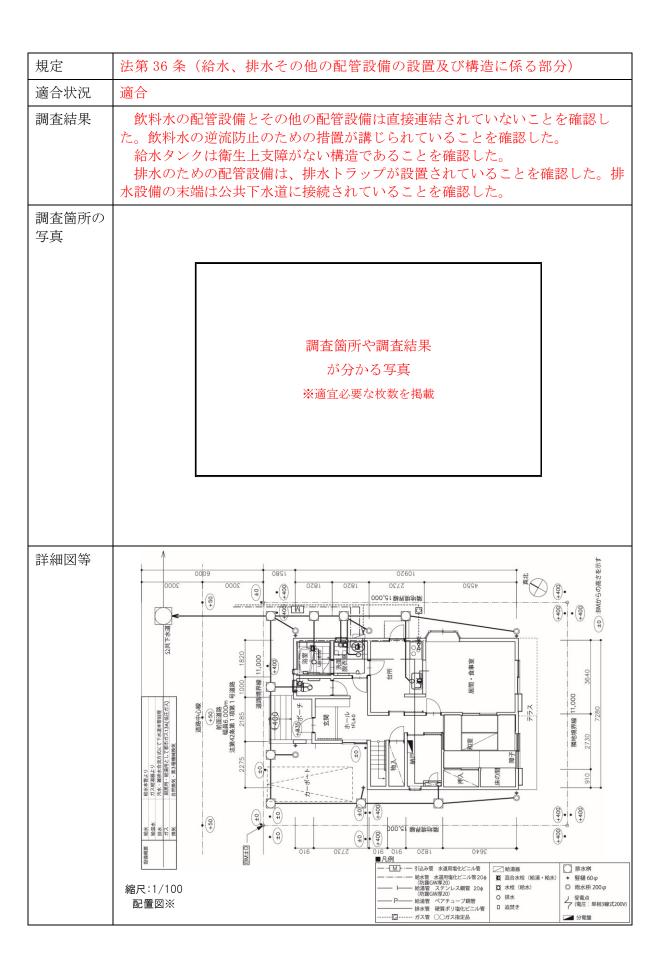
14774	为 次八百 年 公						
階	室名	床面積 (㎡)	必要換気 面積 (㎡)	有効換気面積(m²)	判定		
1	居間・食堂	16. 562	0.83	$(0.7 \times 2.0 \times 2)/2 = 1.40$	適		
1	和室	11. 593	0. 58	$(0.7 \times 1.8 \times 2)/2 = 1.26$	適		
	洋室1	9. 937	0. 50	$(0.7 \times 1.0 \times 2)/2 = 0.70$	適		
2	洋室 2	13. 249	0.66	$(0.7 \times 1.0 \times 2)/2 = 0.70$	適		
	主寝室	16. 562	0.83	$(0.7 \times 1.8 \times 2)/2 = 1.26$	適		

※その他、換気扇の仕様書(カタログ)などを貼付

規定	法第 28 条第 3 項 法第 36 条(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造に係る部分)
適合状況	適合
調査結果	火気使用室(1階台所)の有効換気量は、設置されている換気扇付近で風量計測をすると 400 ㎡/h、必要換気量は 30×0.93 (㎡) ×10.78 (kW) =300.76 ㎡/h であるため、有効換気量>必要換気量を満たしている。また、火気使用室における換気扇の設置高さは、天井から 80cm 以内の位置にある。
調査箇所の 写真	
	調査箇所や調査結果が分かる写真
	※適宜必要な枚数を掲載
詳細図等	







規定	法第 37 条
適合状況	不明
調査結果	基礎のコンクリート及び鉄筋の品質については、図書が残っておらず確認できなかった。
調査箇所の写真	調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載
詳細図等	

規定	法第28条の2 (第二号に係る部分)
適合状況	適合
調査結果	押入れの天井にある点検口から小屋裏内部を目視した結果、吹付による仕上げ や断熱材の使用はなかった。
調査箇所の写真	調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載
詳細図等	

規定	法第28条の2 (第三号に係る部分)					
適合状況	不適合(既存不適格)					
調査結果	クロルピリホスの添加の有無は不明だが、竣工後5年以上経過していることから、制限の対象となる建築材料に該当しない。					
	内装材にホルムアルデヒドが使用されているが、5年以上経過していることから、制限の対象となる建築材料に該当しない。					
	令第20条の8第1号に規定された機械換気設備は設置されていない。					
調査箇所の 写真						
	調査箇所や調査結果					
	が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載					
詳細図等						

規定	法第 28 条第 1 項 法第 36 条 (居室の採光面積に係る部分)
適合状況	不適合(その他)
調査結果	採光適合確認表のとおり、洋室1以外の居室については、有効採光面積が必要 採光面積以上となっている。 洋室1の窓がベニヤ板でふさがれており、採光上有効な面積を確保できていな い。
調査箇所の	

写真

調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載

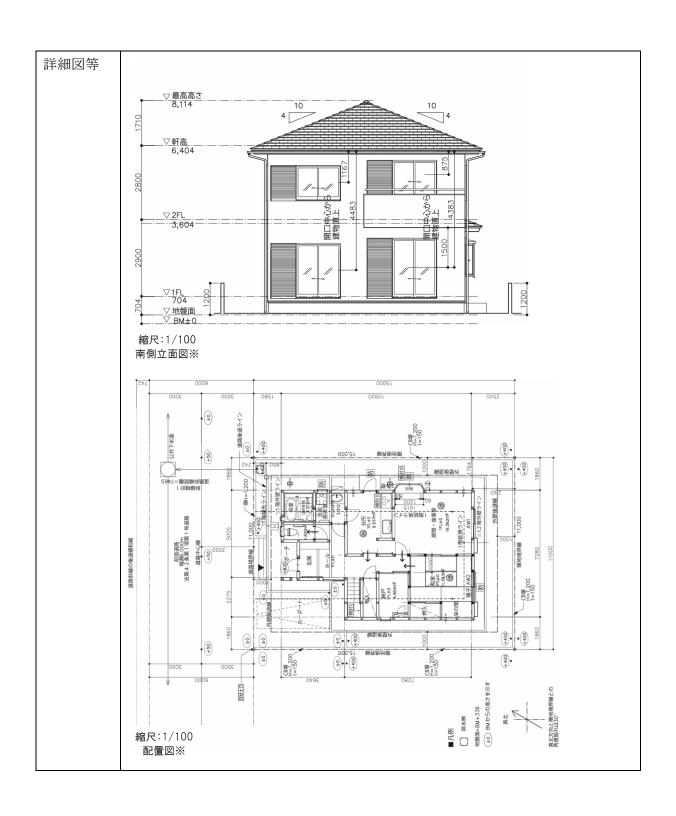
詳細図等

■採光適合確認表

階	室名	D*1	H [*] 2	A**3	Α'	床面積 (m²)	必要採 光面積 (㎡)	有効採 光面積 (㎡)	判定
1	居間・食堂※4	1.65	4. 39	0.85	0.85	16. 562	2. 37	2.38	適
1	和室	1.65	4. 49	0.80	0.80	11. 593	1.66	2.01	適
	洋室1	10.34	1. 17	51.7	3.0	9. 937	1.42	0.00	不適
2	洋室 2	1.65	1. 17	7. 08	3.0	13. 249	1.89	4. 20	適
	主寝室		0.88			16. 562	2. 37	3. 78	適

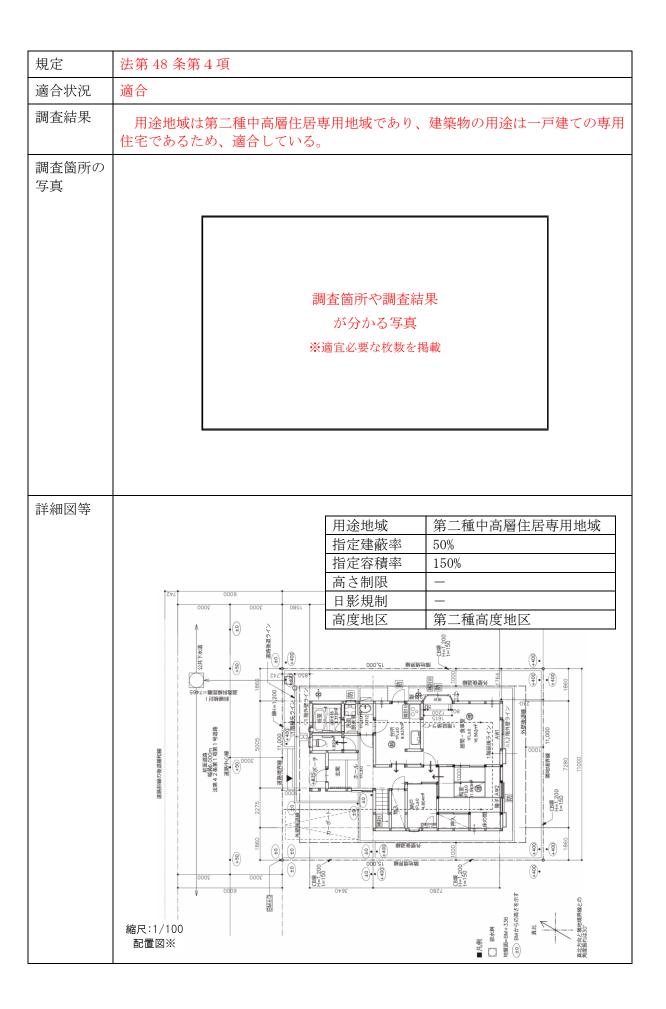
※建築等の工事の着手時の規定では採光補正係数は未制定 ※1:直上頂部から敷地境界線までの距離 [m]

※2:窓中心から直上頂部[m] ※3:採光補正係数 (D/H×6-1.4):3.0を超えた場合は3.0 ※4:2階軒先からの計算結果を採用



規定	法第36条(天井及び床の高さに係る 部分)	法第36条(床の防湿方法に係る部分)
適合状況	適合	適合
調査結果	居室の天井高さは、現地で実測した 結果 2.4m≥2.1mであり、必要高さを 満たしている。	床の高さは、現地で実測した結果、 直下の地面からその床の上面まで69 cm≧45cmであり、適切に換気孔 が設けられている。
調査箇所の 写真		
	が分か	や調査結果 いる写真 な枚数を掲載
詳細図等		
	換気孔 100×300 つ 2 箇所 鼠等の侵入 措置あり	1階の天井の高さ:2413.5
	東京での高さ - 6655 - 700 高さ	

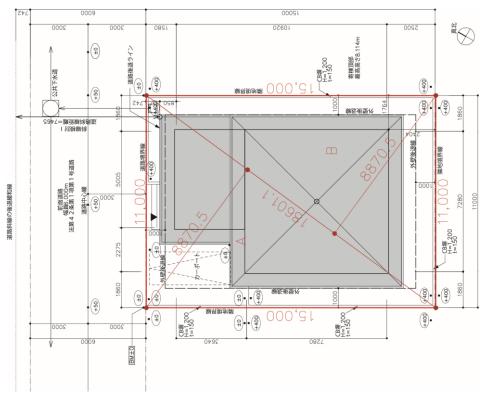
規定	法第36条(階段の構造に係る部分)		
適合状況	不適合(既存不適格)		
調査結果	階段の各部寸法は下表のとおり、現行の規定に適合している。 手すりは設置されていない。		
	基準値 (mm) 実測値 (mm) 幅員 750 ≦ 766.0 0K 蹴上 230 ≧ 199.3 0K 踏面 150 ≦ 227.5 0K		
調査箇所の写真	調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載		
詳細図等	※平面図参照		



規定	法第52条第1項	法第52条第2項	法第53条第1項
適合状況	適合	適合	適合
調査結果	敷地面積、延べ床面積 について実測した値は確認申請書の副本に添付さを れた図面と照合し整合 確認した。敷地内には 当該図面に記載されたな 当該図面に記載されたかった。 指定容積率は150%であ り、延べ床面積は面積表 のとおり適合している。	敷地面積、床面積は左 記のとおり。 前面道路の幅員は6m であり、幅員に乗じる数 値は 4/10 であるため、 240%となる。 延べ床面積は面積表の とおり適合している。	敷地面積、建築面積に ついて実測した値は確認 申請書の副本に添付され た図面と照合し整合を確 認した。敷地内には、当 該図面に記載された建築 物以外の建築物はなかっ た。 指定建蔽率は 50%であ り、建築面積は面積表の とおり適合している。
調査箇所の 写真			
		調査箇所や調査結果 が分かる写真 ※適宜必要な枚数を掲載	

詳細図等

※各階平面図も合わせて参照



縮尺:1/100 配置図(敷地求積図)※

敷地求積表						
	底辺		高さ		倍面積	
1		18.6011		8.8705		165. 0010 m²
2		18.6011		8.8705		165. 0010 m²
						330. 0021 m ²
						165. 0010 m ²

倍面積 面積 地積

165.00 m²

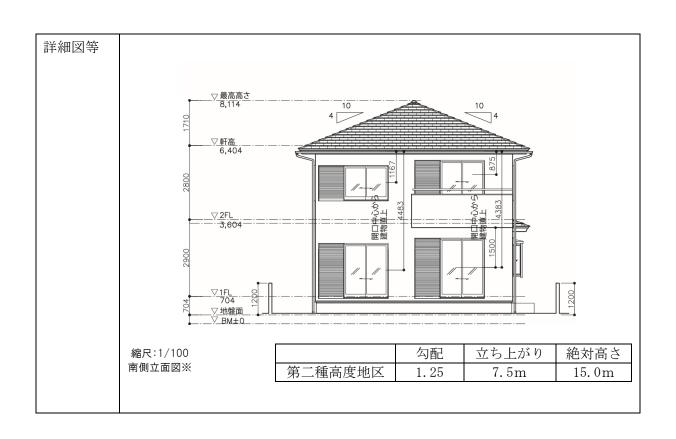
面積表	
敷地面積	165. 00 m ²
建築面積	71. 21 m²
1 階床面積	69. 22 m²
2階床面積	52. 99 m²
各階床面積の合計	122. 21 m ²
延べ面積	122. 21 m ²
建蔽率	43. 16%
容積率	74. 07%

50.00% (指定建蔽率) 150.00% (指定容積率)

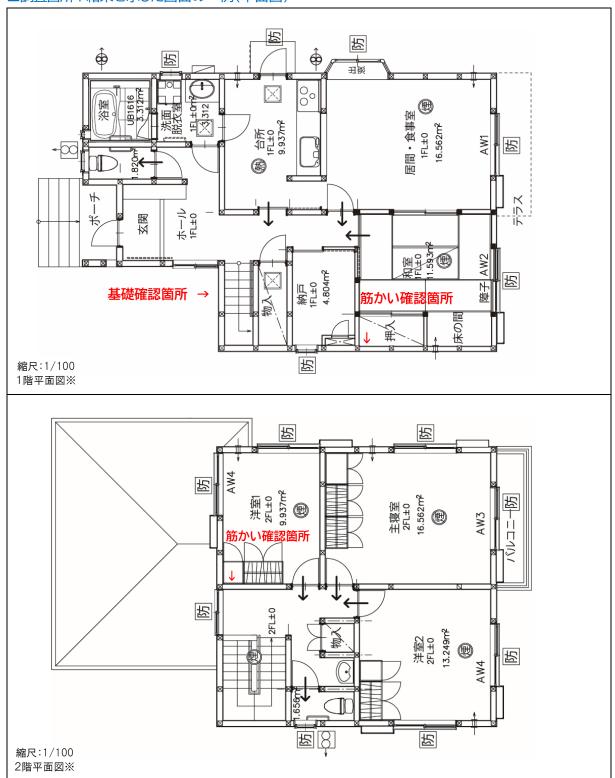
240.00% (前面道路の幅員による

容積率の上限)

規定	法第 56 条第 1 項	法第 58 条第 1 項
適合状況	適合	適合
調査結果	建築物の高さを実測した値を確認申 請書の副本に添付された図面と照合 し、整合を確認した。 調査時点における用途地域に応じた 斜線勾配は詳細図に示すとおりで、高 さは適合している。	建築物の高さを実測した値を確認申請書の副本に添付された図面と照合し、整合を確認した。 調査時点における高度地区の内容は詳細図に示すとおりで、高さは適合している。
調査箇所 の写真		
	が分か	や調査結果 いる写真 な枚数を掲載
詳細図等	(2月) (2月) (2月) (2月) (2月) (2月) (2月) (2月)	(3) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1



■調査箇所や結果を示した図面の一例(平面図)



名称に※がついている図版の出典は以下のとおり。なお、一部国土交通省において加工している。 「改正建築基準法2階建ての木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル」,一般財団法人 日本建築防災協会/一般財団法人 建築行政情報センター発行,国土交通省住宅局建築指導課参事官(建築企画 担当)付編集協力,2024年11月第3版